業務と報酬

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 徳島支部

これは、(一社）日本労働安全衛生コンサルタント会徳島支部に所属する労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントが事業者等から依頼を受けて行うコンサルタント業務について、その報酬の標準額を定めたものです。
個々の業務における報酬額は、その業務の内容や程度により当事者間の協議で決めることになります。

なお、旅費、宿泊費、日当については別途申し受けます。

業務の種類	報酬標準額）
【指導・診断業務】 事業者の依頼を受け、労働安全又は労働衛生に関する指導 若しくは診断を行うもの	日額　50,000円以上 （診断資料準備、報告書作成費用も含む）
【顧問業務】 事業者の依頼を受け、期間を定めて継続的に労働安全又は労働衛生に関する相談指導を行うもの （労働安全衛生法11条あるいは12条により、安全管理者または衛生管理者として選任された場合を含みます）	従業員数　月額 50人未満　30,000円以上 100人未満　50,000円以上 250人未満　70,000円以上 500人未満　90,000円以上 （500人以上の場合は、協議により決定）
【事項別依頼業務】 1．労働安全又は労働衛生関係改善計画書の作成 2．安全･衛生管理規程の作成 3．作業手順書又はチェックリストの作成	日額　50,000円×所要日数
【教育･訓練業務】 労働安全衛生法に基づく教育及びその関連事項についての訓練を行うもの	基本料　1時間当たり　20,000円以上
【講演業務】 労働安全又は労働衛生に関する講演を行うもの	基本料　1時間当たり　30,000円以上
【相談業務】 労働安全又は労働衛生業務に関して相談に応じる	基本料　1時間当たり　10,000円以上
【立会業務】 労働安全又は労働衛生に関し、関係官庁が行う調査や検査等に際し立会を行うもの	半日　25,000円以上

旅費 宿泊費 日当（宿泊に伴うもの）	実費　（自動車使用の場合は 40円/走行km＋高速料金） 実費 もしくは 依頼者払い 1日　10,000円

備考　1．以上に表示していない事項については、当事者間で適宜協議の上決めることになります。
　　2．この内容は平成28年8月1日から実施します。